

医療助成制度について

～重度心身障害者・ひとり親家庭等・乳幼児・老人医療費の助成制度～

重度の障害をお持ちの方、ひとり親家庭の方、就学前のお子さん、また老人（69歳まで）の方を対象に医療費の助成を行っています。手続きをお忘れの方、自分が該当になるかわからない方は、医療給付係まで問い合わせください。



重度心身障害者医療費助成制度

■ 対象となる方

- ・身体障害者手帳1・2級または3級の一部（内部疾患）の方
- ・重度の知的障害（「A」判定の療育手帳の交付を受けている方等）

■ 助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。（住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ）

ひとり親家庭等医療費助成制度

■ 対象となる方

- ・18歳未満の子を扶養または監護（進学等で20歳未満の子を扶養）しているひとり親家庭の母または父と子
- ・両親の死亡または行方不明等により、他の家庭で扶養または監護されている18歳未満の子（または扶養されている20歳未満の子）

■ 助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割になります。（住民税非課税世帯の方は初診時一部負担金のみ）母または父は入院時のみ助成の対象になります。

乳幼児医療費助成制度

■ 対象となる方

0～6歳（就学前）までの乳幼児

■ 助成の範囲

初診時一部負担金のみで病院を受診できます。（入院時の食事代・予防接種等、保険適用外の費用は助成の対象になりません。）

老人医療費助成制度（道老）

■ 対象となる方

昭和14年7月31日までに生まれた方（今年の7月31日までに68歳になられた方）から69歳までの方で、ひとり暮らしや夫婦（配偶者が60歳以上）で暮している方。（原則として18歳以上の子と同居していない方）※事前に係まで問い合わせください。

■ 助成の範囲

病院へかかるときの自己負担が1割（所得により3割）になります。

■ 平成20年3月31日で老人医療費助成制度（道老）は廃止になります。

助成が受けられる期間も平成20年3月診療分までとなります。

所得制限

■ すべての助成制度には所得制限があります。主に生計を維持している方の所得が表1の限度額未満であることが要件です。（道老の方は、別居のお子さんの所得も制限対象になります。）

【表1】所得制限限度額

（単位：円）

扶養親族等の数	重 度	ひとり親	乳 幼 児	道 老 （本人と世帯員）	道 老 （別居の子）
0人	6,287,000	2,360,000	5,320,000	1,595,000	6,287,000
1人	6,536,000	2,740,000	5,700,000	1,975,000	6,536,000
2人	6,749,000	3,120,000	6,080,000	2,355,000	6,749,000
3人	6,962,000	3,500,000	6,460,000	2,735,000	6,962,000
4人	7,175,000	3,880,000	6,840,000	3,115,000	7,175,000

※収入額ではありません。給与収入の方は給与所得控除後の所得額を参考にしてください。

更新手続き

助成制度を受けている方は毎年、受給者証を交換しています。今年から受給者証は郵送していますが、転入してきた方や重度、ひとり親で所得や扶養状況等の確認が必要な方は更新手続きが必要となります。

手続きが必要な方には、9月中旬に申請書等を送付していますので、まだ手続きをしていない方は、早めにお済ませください。

☎ 市民課医療給付係 ☎ (24)2111 内線467・321番

